

報告 3

令和 6 年度医療的ケア児に対する支援について

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第 7 条及び第 10 条の規定により、医療的ケアが必要な児童の就学について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 3 月 1 8 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範